

リサイクルセンター整備運営事業

実施方針

平成 22 年 4 月 28 日

一宮市

目 次

I 特定事業の選定に関する事項	1
II 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
III 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
V 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
様式1 実施方針に関する質問書・意見書	16
別紙ー1 計画地案内図	17
別紙ー2 事業スキーム図	18
別紙ー3 予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表(案)	19

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

リサイクルセンター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

管理者 一宮市長 谷 一夫

(3) 事業の目的

リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）は、一宮市（以下「市」という。）で発生する一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の適正な処理を行うため、循環型社会に対応したリサイクルセンター（以下「施設」という。）を整備し、運営・維持管理することを目的とする。また、既存粗大ごみ処理施設の解体・撤去を行う。

市は、本事業において施設の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを目的とする。

(4) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に準じて、選定事業者〔選定された入札参加者の構成員及び入札参加者の構成員が本事業の運営及び維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）で構成される。以下「事業者」という。〕が、市の所有となる施設について整備、運営及び維持管理を一括して受託する公設民営（DBO）方式とする。

イ 契約の形態

市は、事業者と、本事業について事業者が施設の整備、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、市は基本契約に基づき、施設の設計を行なう者（以下「設計企業」という。）と施設の建設を行なう者（以下「建設企業」という。）による共同企業体等と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。そして、市は、基本契約に基づき、SPCと本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。（基本契約、本事業に係る建設工事請負契約、本事業に係る運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・整備期間：平成23年4月から平成26年3月（3年間）

ただし、リサイクルセンター本体については、平成25年3月までに試運転を終えて完成させること。

- ・運営期間：平成25年3月から平成40年3月（約15年間）

エ 事業期間終了後の措置

市は、平成40年4月以降も施設を継続して公共の用に供する予定である。その具体的な方法については、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

なお、事業者は、事業期間終了時に施設を市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

- ・事業者が行う業務

①施設の設計

(ア) 施設の設計

(イ) その他関連業務（市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）、合併特例債申請支援及び施設建設に伴う許認可申請支援等）

②施設の建設

(ア) 既存粗大ごみ処理施設の解体・撤去

(イ) 施設の建設（ストックヤードを含む）

(ウ) その他関連業務（建設企業等が行うべき近隣対応等）

③施設の運営・維持管理

(ア) 廃棄物の受入業務（受付・計量を除く）

(イ) 運転管理業務

(ウ) 維持管理業務（施設の維持管理、点検・保守、その他一切の修理業務を含む。）

(エ) 情報管理業務

(オ) 環境管理業務

(カ) 関連業務

- ・市が行う業務

①施設の設計・建設に関する業務

(ア) 近隣対応（市が行うべきもの）

(イ) 一般廃棄物処理施設の設置届出

- (ウ) 生活環境影響調査手続き
- (エ) 施設建設に伴う交付金申請手続き
- (オ) 施設建設に伴う各種許認可の申請・取得
- (カ) 建設工事監理
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

②施設の運営・維持管理

- (ア) 廃棄物の収集運搬業務
- (イ) 廃棄物の受入業務（受付・計量）
- (ウ) 選別残渣の処分
- (エ) 資源化物の売却
- (オ) 展示室の運営、見学者への対応
- (カ) 外構・植栽管理
- (キ) 外構警備
- (ク) 用水・電気の提供及び排水処理
- (ケ) その他関連業務（市が行うべき近隣対応等）
- (コ) 契約管理（モニタリング）の実施
- (サ) その他これらを実施する上で必要な業務

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり。

①施設の整備に係る対価

市は、施設の整備に係る対価について、設計企業と建設企業による共同企業体等に支払う。支払いは、検査を経て速やかに行うものとする。

②委託料

市は、SPCが実施する施設の運営・維持管理業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、物価変動があった場合、年1回協議する。また、委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

(5) 事業のスケジュール（予定）

(ア) 最優秀事業者選定	平成23年1月
(イ) 仮契約の締結	平成23年2月
(ウ) 契約議案の議会への提出	平成23年3月
(エ) 特定事業契約の締結	平成23年3月
(オ) 施設の整備	平成23年4月～平成26年3月（3年間）
(カ) 施設の供用開始	平成25年3月
(キ) 施設の運営・維持管理	平成25年3月～平成40年3月（約15年間）

(6) 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をPFI事業等として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、SPCからの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

平成22年 4月28日(水)	実施方針の公表
平成22年 5月 6日(木)～ 5月18日(火)	実施方針に対する質問・意見の受付
平成22年 5月31日(月)	実施方針に対する質問・意見への回答
平成22年 6月上旬	特定事業の選定・公表
平成22年 7月上旬	入札説明書等の公表
平成22年 7月上旬	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成22年 7月下旬	質問の受付（第1回）
平成22年 8月下旬	質問回答の公表（第1回）
平成22年 8月下旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成22年 9月上旬	資格審査結果の通知
平成22年 9月上旬	質問の受付（第2回）
平成22年10月上旬	質問回答の公表（第2回）
平成22年11月中旬	提案書の受付
平成23年 1月上旬	落札者の決定及び公表
平成23年 2月中旬	仮契約締結
平成23年 3月下旬	特定事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成22年5月6日（木）～5月18日（火）午後5時
- ② 提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、添付の様式1に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、一宮市環境部施設管理課事務局に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD等を同封し、受付期間に必着とすること。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

○Eメール：skanri@city.ichinomiya.lg.jp

○郵送先：〒491-0201

イ 実施方針に対する質問・意見及び質問への回答の公表

提出された質問・意見及び質問に対する回答は、平成 22 年 5 月 31 日（月）より、市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、P F I 事業等として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 22 年 6 月上旬に公表する。

エ 入札説明書等の公表

平成 22 年 7 月上旬に事業者の募集を開始する。入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

オ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び施設の運営を行なう者（以下「運営企業」という。）により構成されるものとする。入札参加者を構成する企業数の上限は任意とする。入札参加者は、入札参加者を代表し、市との交渉窓口となる企業 1 社を「代表企業」として定めるものとする。

イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

エ 落札者は、仮契約締結時までに、事務局のある一宮市において S P C を設立するものとし、全ての構成員は S P C に対して出資を行うものとする。なお、入札参加者の構成員以外からの出資は認めないものとし、代表企業が 5 0 % を超える議決権割合を有すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。

- ①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ②一宮市の平成 22 年度の入札参加資格を有していること。
- ③地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、過去 10 年間に 50t/日以上 of 破砕設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有したりリサイクルセンターの設計実績を有すること。

エ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建屋整備を担当する企業とプラント整備を担当する企業が異なる場合、前者は①②を満たし、後者は③④⑤を満たしていればよい。

- ①建屋整備を担当する建設企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 900 点以上であること。
- ②建屋整備を担当する建設企業は、一宮市の平成 22 年度入札参加資格において、建築工事の業種登録がなされていること。
- ③プラント整備を担当する建設企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,100 点以上であること。
- ④プラント整備を担当する建設企業は、一宮市の平成 22 年度入札参加資格において、清掃施設工事の業種登録がなされていること。
- ⑤プラント整備を担当する建設企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、過去 10 年間に 50t/日以上 of 破砕設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有したりリサイクルセンターの建設実績を 2 件以上有すること。

オ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。

- ①廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

②地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、過去 10 年間に 50t/日以上 of 破砕設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有したリサイクルセンターの運転実績を 2 件以上有すること。

③本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当する者

イ 設計企業及び建設企業においては、一宮市より指名停止措置を受けている者

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者

エ 会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立をしている者

オ 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。

※本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社である。

カ 直近 3 年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、仮契約締結までの期間に、入札参加者の代表企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則、当該入札参加者は失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した「リサイクルセンター整備運営PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行う。

審査委員会は、以下の6名で構成される。各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことは控えること。

委員長	奥野 信宏	(中京大学総合政策学部教授)
委員長代理	藤澤 敏治	(名古屋大学大学院工学研究科教授)
委員	臼井 孝嘉	(公認会計士)
委員	高木 道久	(弁護士)
委員	山口 善司	(一宮市副市長)
委員	濱地 仁	(一宮市建設部長)

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の整備及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙-3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する施設の整備及び運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができることとする。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 計画地に関する事項

計画地	愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地
敷地面積	約 39,000 m ²
用途地域等	都市計画区域内 市街化調整区域
容積率	200%
建ぺい率	22%以下（既存ごみ焼却処理施設等を含む） ※建築基準法第 51 条のただし書による。

2 施設整備の概要

名称	リサイクルセンター
施設概要	<p>○リサイクルセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ・不燃ごみ処理設備 市内から排出される不燃ごみ、粗大ごみを受入、破碎、磁選及びアルミ選別し資源化する。選別後の不燃残渣は埋立処分する。 施設規模：5 t / 5 h（鉄くず 1 t を含む。なお、鉄くずについては、破碎処理を原則とするが、必要としないものは、ストックヤードに保管する。） ・空き缶・金属処理設備 市内から発生する空き缶（スチール缶・アルミ缶）、金属類を受入れ、破袋・除袋し、処理不適合物除去、磁選及びアルミ選別して資源化する。 施設規模：9 t / 5 h ・啓発関係諸室 リサイクルに関する情報を市民に提供するためのスペース（情報展示スペース等） ・管理居室 運転員・作業員が使用する居室等のスペース（運転員控室、作業員控室、会議室、便所等） <p>○ストックヤード 搬入された不燃ごみ・粗大ごみ等の一時保管、粗破碎の作業スペース、リサイクルセンターで選別された資源物・不燃残渣の屋内貯留バンカの貯留能力を超えた場合の一時保管場所として整備する。</p>

3 解体施設の概要

	単位	粗大ごみ処理施設
施設規模	t/日	回転式破砕機：50t/日 切断式破砕機：10t/日
竣工年度	—	S63年3月
方式	—	破砕選別方式
建築面積	m ²	1,488.59
延床面積	m ²	2,202.54
階数	—	地上：2階
主要構造		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
基礎構造		杭基礎

V 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。

(3) 前号 2 号の規定により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができるものとする。

(2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 設計建設期間中において、市は、相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、建設工事請負契約を解除することができるものとする。
- (2) 運営維持管理期間中において、市及びSPCは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- (1) 市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- (2) 市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

一宮市環境部施設管理課事務局

〒491-0201

愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境部施設管理課（環境センター内 3 階）

電話番号：(0586) 45-7004

FAX : (0586) 45-0923

E-mail : skanri@city.ichinomiya.lg.jp

(様式1)

平成22年 月 日

実施方針に関する質問書・意見書

管理者
一宮市長 谷 一夫 宛

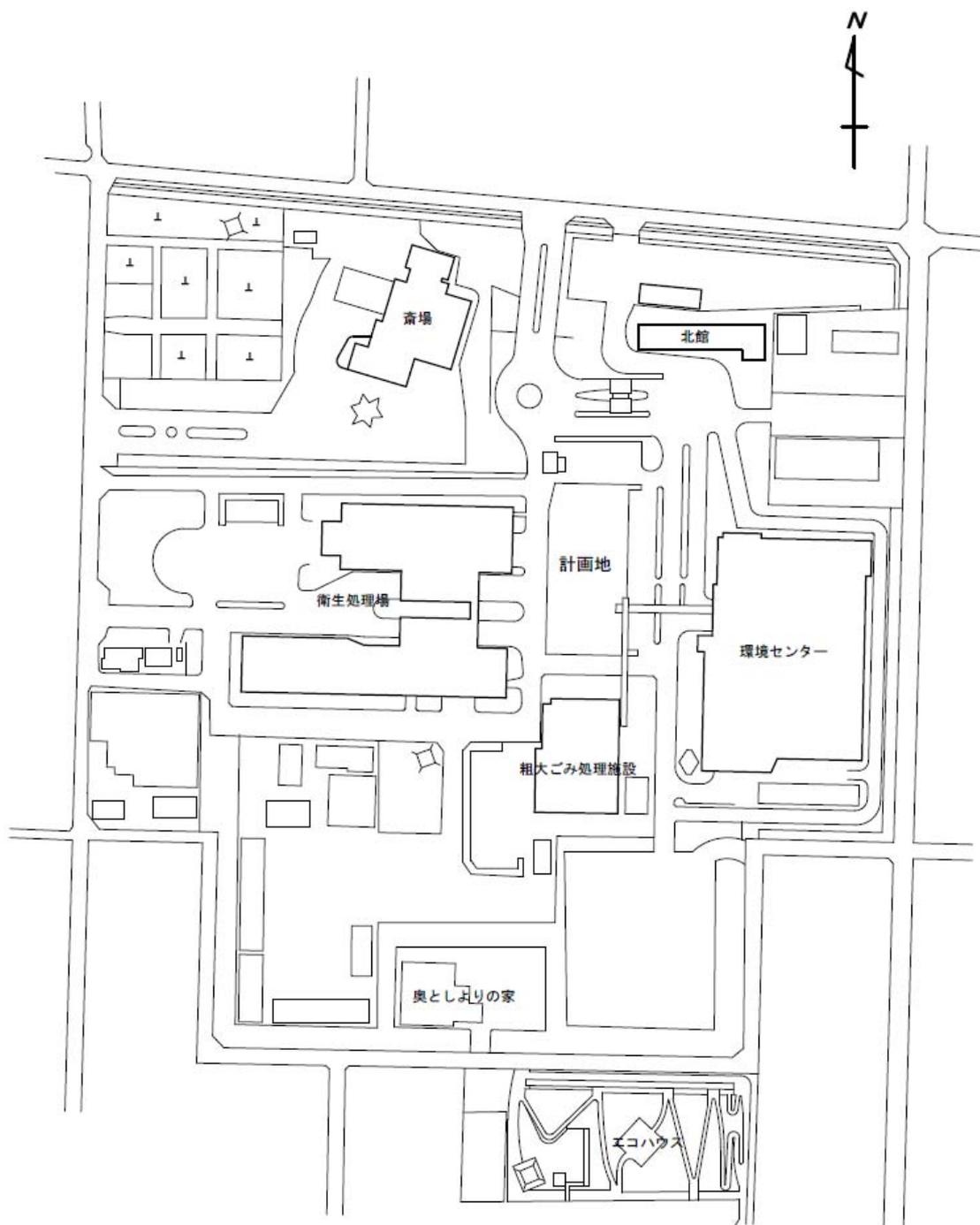
質問者・意見者 会社名
所在地
所属
担当者氏名
電話
FAX
メールアドレス

リサイクルセンター整備運営事業の実施方針に関して、以下の質問もしくは意見がありますので提出します。

	質問	意見	(←不要な方を削除)
ページ	例: 1		
項目番号	例: I 1. (4) ア		
項目名	例: 事業方式		
質問内容 又は 意見内容			

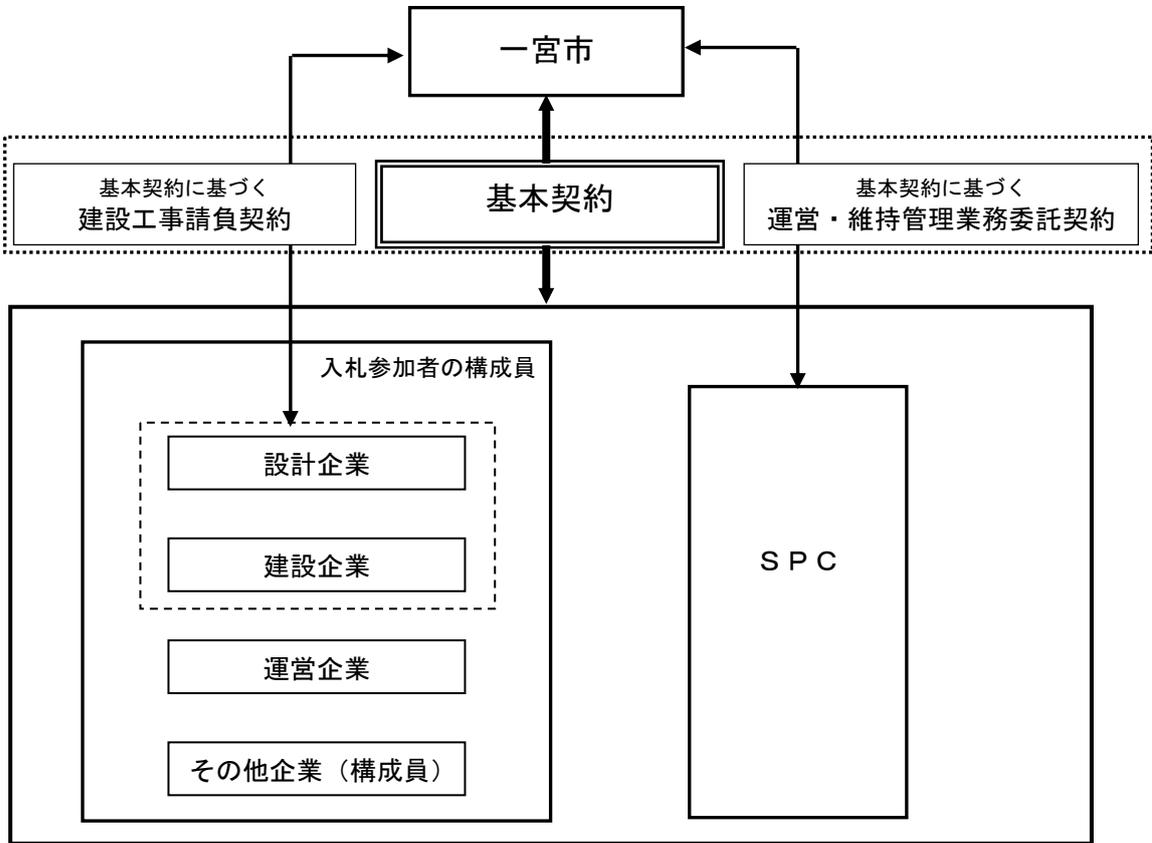
※質問・意見は1枚につき1件とし、簡潔に取りまとめて記載すること。

別紙-1 計画地案内図



環境センター配置図

別紙-2 事業スキーム図



別紙－3 予想されるリスク及び市と事業者のリスク分担表(案)

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	事業契約が締結できない等	○	○
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、維持管理・運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ（設計・建設に関するもの）		○
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ（維持管理・運営に関するもの）	○	○
	資金調達リスク	交付金の見込み違いによるもの	○	○
工事費に関して上記以外の必要な資金		○		
環境保全リスク	事業期間中に環境に影響を及ぼす場合		○	
事故の発生リスク	設計、建設、維持管理・運営において発生する事故		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	○	
設計・建設段階	費用増大リスク	当初計画に比して設計費、工事費が増大		○
	遅延リスク	工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○
運営段階	受入廃棄物の品質リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等	○	
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等	○	○
	性能リスク	要求水準の不適合		○
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※リスク負担の詳細については、入札説明書等において明らかにする。